

ぱれっと

気づき・発見・いろいろ

子どもの SOS に耳をかたむけよう

第19回

見つけたで! こんな色

—いじめ発見のポイント—

「いじめ」はいじめられている子どもの心やからだに深刻な苦痛を与え、時には生命をも奪ってしまう重大な人権問題です。私たち大人は、いじめられている子どもを徹底的に守るとともに、いじめている子どもやいじめをはやし立てる子ども、いじめを傍観している子どもに対して、「いじめは人間として絶対に許される行為ではない」という毅然とした態度をとることが大切です。

「いじめなんて昔からあった」という人もいますが、その内容や形態は、携帯電話やインターネットなどが使われるなど多様化、複雑化しています。また、子ども達は、ほっとしあえる関係を人となかなか結べなくなり、閉鎖された空間の中では孤立しがちになっています。

ゲーム感覚でしつこく続く現在の「いじめ」は、いつ、いじめていた子どもがいじめられる側にまわるか分からないという特徴もあります。そのような「いじめ」の構図の中で、子どもは逃げ場を失い、追いつめられています。大人に対しても、「相談してもしかたがない」とあきらめのような気持ちを持ち、一人でかえこんでいるのも最近の傾向です。

子どもの心を開くためには、子ども自身の悩みや不安を真摯に受け止め、子どもの話をしっかり聞くことの大切さはいままでもありません。それに加えて「いじめ」を受けている子どものサインを見逃さず冷静に受け止め、早期発見に努めることが必要です。

子どもが示す「いじめ」のサイン

- 登校や外出をしづむることが増える。
- 何事にも無気力になる。
- 学校的话题を避ける。
- 友達の傾向が変わる。親しかった友達を避ける。
- ケガや、衣服の異常な汚れが目立つ。
- それに対する納得のできる説明ができない。
- 持ち物がよく無くなったり、壊れていたりする。
- ノートや教科書に、落書きをされている。
- 無言電話が増える。
- 休日や夜に呼び出されるようになる。
- 余分なお金を要求したり、家から持ち出ししたりする。

子どもの様子が変わったと感じたら、まず大人がしなければいけないことは、子どもの気持ちをしっかり聴き取り、「あなたは何も悪くない」と言ってあげることです。そして、子どもに「あなたはいちばん大切な人」という気持ちを、言葉で、態度でゆっくりと伝えましょう。対話を通しての子どもとの心のつながりは、子どもの安心感を生み、他人の心の痛みが分かる心情を育てます。事実をつかんだら、学校(担任の先生や相談しやすい先生)に相談しましょう。家庭と学校の「子どもを守るための協力体制」を築くことが、解決への早道と言えるのです。

大阪市では、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを全中学校に配置し、子どもや保護者の相談等に応じています。また、電話によるいじめ相談も24時間体制で受け付けています。

《大阪市教育センター》

電話教育相談
 (月～金)9:00～19:00
 子ども専用 06-6576-0010
 保護者専用 06-6576-2100
 電話いじめ相談 06-6325-3399
 (月～金)19:00～翌9:00
 (土・日・祝日)24時間

《文部科学省》

24時間電話いじめ相談
 0570-078310(なやみいおう)
 PHS、IP電話からはつながりません。



(教育委員会指導部)

このコーナーでは「うちのイチ押し」「親子でなにわ新発見」「人権啓発」の3つの読み物を順番に掲載しています。次回7月号は「うちのイチ押し」です。次回の「ぱれっと」は9月号の掲載です。



おおさか歴史探訪

大阪の史蹟や歴史資料を毎月連続でご紹介します。

加賀屋新田会所跡

江戸時代中頃から、大阪湾沿岸と旧大和川流域で、新田開発がさかんにおこなわれるようになりました。このうち加賀屋新田の開発は、大阪淡路町の両替商、加賀屋甚兵衛により始められました。宝暦4年(1754)頃には開発は一段落したようで、甚兵衛は会所をつくり、ここに居住しました。会所とは新田の経営や管理をおこなうための施設で、広い敷地内に加賀屋一族の住居や蔵、使用人の住居、集会所などが建っていました。大阪市内では多くの新田が開発されましたが、会所が残っているのはここだけです。そのため建物部分は大阪市指定有形文化財に、また庭園を含む敷地は史跡に指定されています。

加賀屋新田会所には住居棟の南側に書院、北側に「鳳鳴亭」と呼ばれる数奇屋造りの茶室が当初のまま残っています。その西側には築山林泉式の庭園がひろがり、中央につくられた池の上部にせり出すように「鳳鳴亭」は建てられていて、庭園と一体化した優雅な建築美を構成しています。かつては池と築山の向こうに、大阪湾に沈む夕陽を望むことができたそうです。

(文・写真:教育委員会文化財保護担当)

加賀屋緑地 加賀屋新田会所跡 (〒595-1101 住之江区南加賀屋4-8 市バス「南加賀屋四丁目」下車南東約200m)
 開園10:00～16:30(建物内見学は16:00まで) 休園毎週月曜(休日の場合は翌日)



MAP

